

第2次 大館市住生活基本計画

～幸せな未来をみんなで作る
暮らしの基本計画～



「住生活」とは、住宅や公共建築物等の“建築物”、道路や公園・上下水道等の“住環境”、福祉や買い物等の“日常生活”に関する視点が含まれます。

この計画は、各分野の目標像や実行計画と連携を図りながら、市民・民間事業者・行政等が手を取り合って、大館市における「幸せな未来や暮らしの創造」を目指すものです。

秋田県大館市
令和4年3月

第2次大館市住生活基本計画の策定にあたって

大館市は、北東北三県の中心に位置し、『匠と歴史を伝承し、誇りと宝を力に変えていく「未来創造都市」』の実現に向けて「豊かな自然とともに快適に暮らせる“環境共生都市”」を含む6つの基本目標に基づく計画や事業を推進しています。

また、令和3年2月には、秋田県内初の「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050カーボンニュートラルの実現に向けて、市民と共に各種施策に取り組んでいるところです。



本計画は、都市再興基本計画などが描くまちづくり実現化構想を基軸に、住宅や建築物、不動産、福祉や教育などの市民の営みである住生活から広がるまちづくりに関して、「市民の豊かな住生活の実現」に向けて、住宅政策の観点から道筋を示すものです。

大館市の住宅政策は、これまで市営住宅の整備を中心に推進してきましたが、近年では、住宅の省エネルギー対策への対応など民間住宅の質の向上が求められてきています。

今後は、官民の連携を強化し「外に強く、内にやさしい」住宅政策を推進していきます。

「外に強く」では、民間活力の積極的活用による住生活産業基盤の形成など“活気ある住生活の実現”や住教育を起点とする人材育成をとおして“自由な居住スタイル選択の推進”を目指します。

「内にやさしい」では、防災・減災をはじめとする“安全・安心な住生活の実現”、コンパクト・プラス・ネットワークの推進による“持続可能な生活圏の形成”に取り組むほか、市営住宅整備を基軸とする“重層的住宅セーフティネット構築”を推進し、共生社会の実現を目指します。

市民の豊かな住生活を実現するためには、官民連携や業種間・世代間の連携が必須です。今後とも、市民、事業者、関係機関の皆さまには、より一層のご理解とご協力をくださるようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、お力添えをいただいた住生活基本計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民、事業者の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

2022（令和4）年3月

大館市長

福原淳嗣

第2次大館市住生活基本計画

目次

序章 計画の目的と構成	1
1. 住生活基本計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	3
4. 計画対象区域	3
5. 計画の構成	4
第1章 大館市の概況と取り巻く社会情勢の変化	5
1. 大館市の概況	5
(1) 広域的立地条件	5
(2) 人口の推移	6
(3) 世帯の推移	10
(4) 交通体系	12
(5) 都市計画の状況	14
(6) 都市計画公園	16
2. 社会情勢の変化と政策の動向	18
(1) 全国計画（住生活基本計画）	18
(2) 県の政策動向（住生活基本計画）	21
(3) 市の政策動向	22
3. 第1次大館市住生活基本計画の評価	29
第2章 住まい・まちづくりの将来像	35
1. 将来像	35
2. 住まい・まちづくりの目標	36
第3章 将来像を実現するための施策展開	39
1. 目標1 安全・安心な住生活の実現	39
2. 目標2 活気がある住生活の実現	49
3. 目標3 持続可能な生活圏の形成	64
4. 目標4 自由な居住スタイル選択の推進	71
5. 目標5 重層的住宅セーフティネットの構築	76

第4章 地域別住宅施策の基本方針と展開方向	91
1. 地域の分類と地域別の目標像	91
2. 住宅施策の基本方針と展開方向	92
2-1. 大館東地域	92
2-2. 大館西地域	96
2-3. 大館南地域	100
2-4. 大館北地域	104
2-5. 比内地域	108
2-6. 田代地域	112
第5章 計画実現に向けて	116
1. 計画の推進体制	116
2. 計画の進捗管理	118

序章

計画の目的と構成

序章 計画の目的と構成

1. 住生活基本計画の目的

大館市では、2009（平成21）年3月に「大館市住生活基本計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定（2011（平成23）年3月改訂、2016（平成28）年1月第二次改訂）し、『まちと豊かな自然が調和した大館の住まいづくり』の実現を目指した住宅政策を推進してきましたが、2020（令和2）年度に目標年次を迎えました。

第1次計画の第二次改訂後、国においては、2006（平成18）年6月に制定した住生活基本法に基づき、国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2021（令和3）年3月に新たな「住生活基本計画（全国計画）」が策定されています。また、2019（平成31）年3月には「市町村住生活基本計画の手引き」が改訂されています。

秋田県においては、住生活基本計画（全国計画）の見直しに応じて、2022（令和4）年3月に「秋田県住生活基本計画」が見直しされ、『いつまでも、豊かに安心して暮らせる秋田のすまいづくり』の実現を目指した住宅施策が推進されています。

これらの社会情勢等の変化に対応するため、住生活基本法に掲げられた基本理念に基づき、住宅施策を推進していくための基本的な計画として、「第2次大館市住生活基本計画」を策定します。

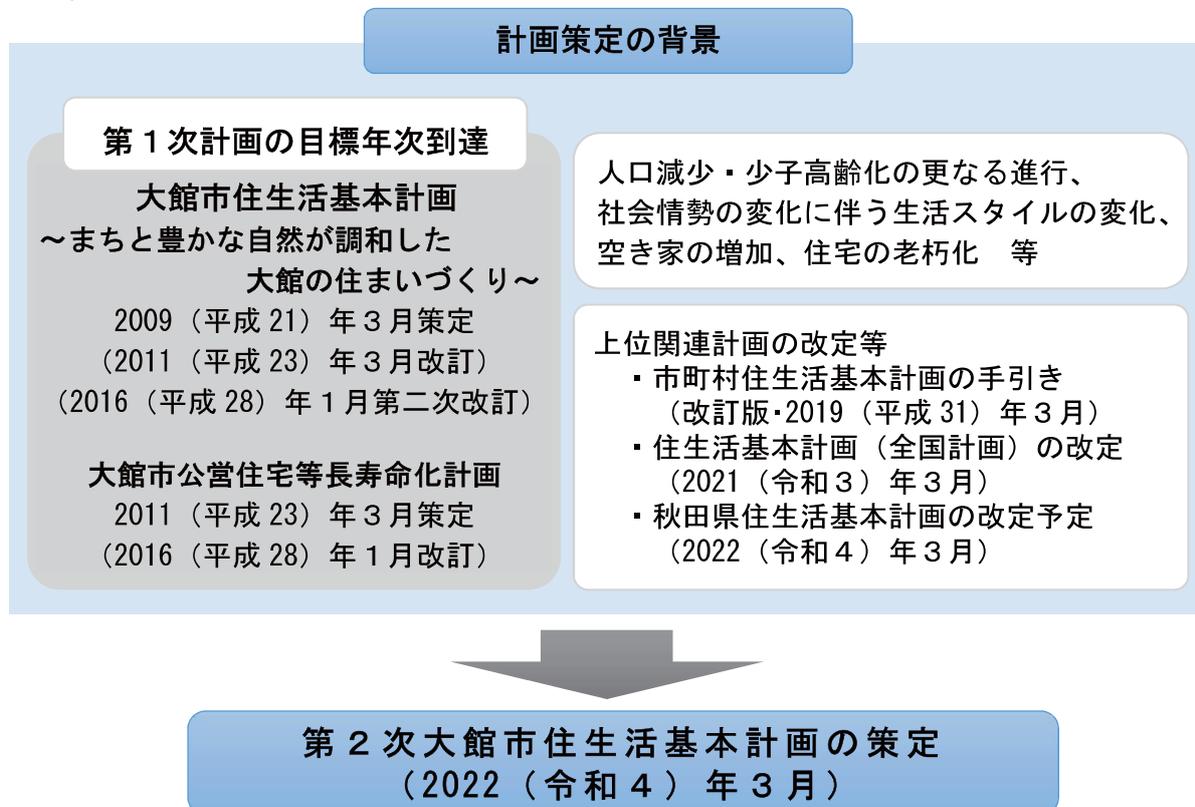


図 計画策定の目的

2. 計画の位置づけ

「第2次大館市住生活基本計画」は、「第2次新大館市総合計画」を上位計画とする住宅部門のマスタープランとして位置づけられます。

“住生活”には、住宅や公共建築物等の“建築物”、道路や公園・上下水道等の“住環境”、福祉や買い物等の“日常生活”に関する視点が含まれます。各分野の目標像や施策を掲げる各種“実行計画”と連携を図りながら、「幸せな未来や暮らしの創造」を目指します。



図 第2次大館市住生活基本計画の位置づけ

3. 計画期間

「第2次大館市住生活基本計画」は、2021（令和3）年度を基準年次、2027（令和9）年度を中間年次、2032（令和14）年度を目標年次とする概ね12カ年の計画期間とします。

なお、社会情勢の変化、施策の進捗状況等に応じて、今後も5年を目安として見直しを行うものとしてします。

4. 計画対象区域

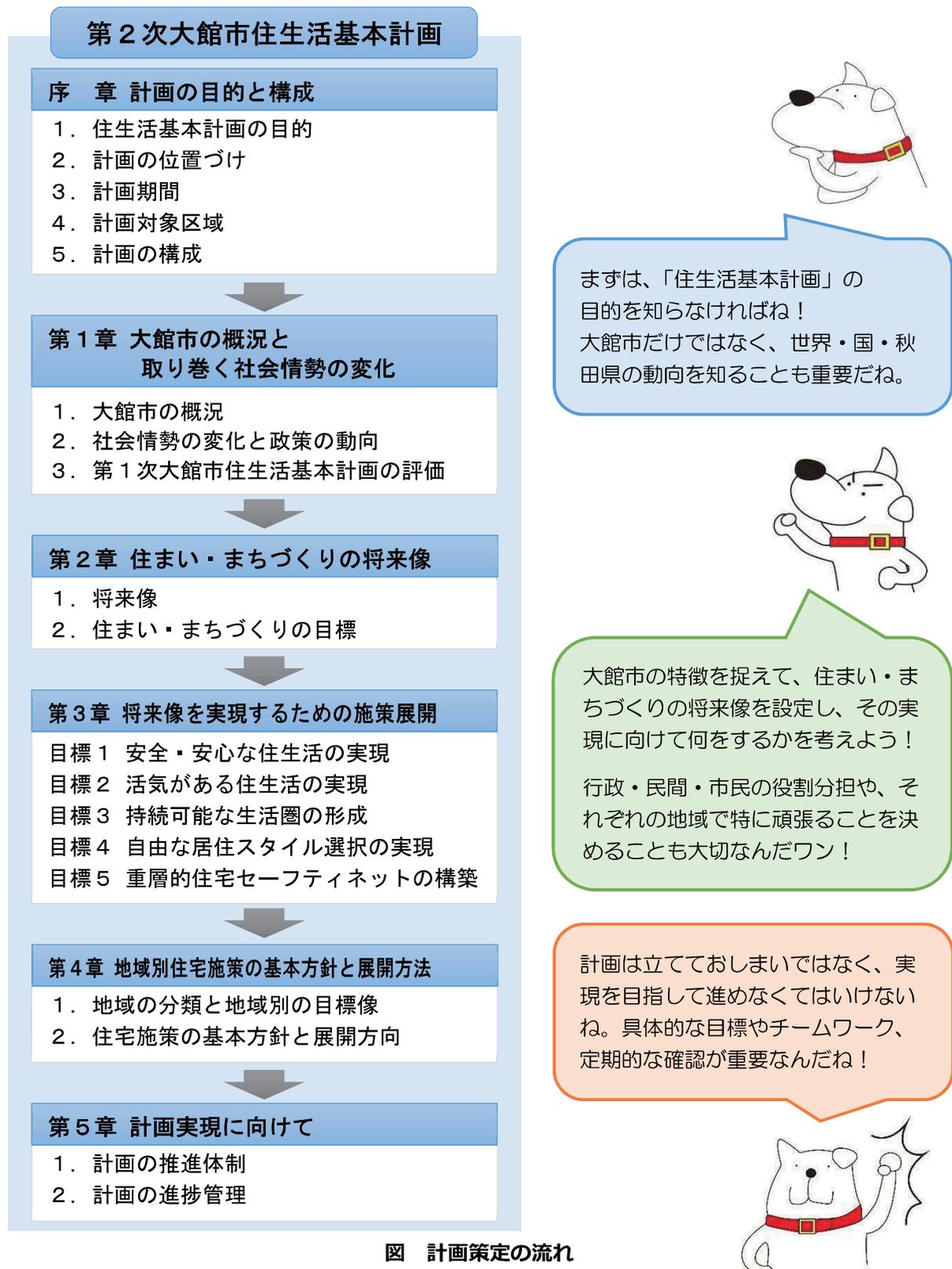
「第2次大館市住生活基本計画」の対象区域は、大館市の行政区域（91,322ha）です。地域区分は大館地域を4つに分類した大館東地域、大館西地域、大館南地域、大館北地域、及び田代地域、比内地域の計6地域とします。



図 計画対象区域

5. 計画の構成

「第2次大館市住生活基本計画」の構成は次の通りです。なお、「第2次大館市公営住宅等長寿命化計画」は、「第2次大館市住生活基本計画」における「第2章 住まい・まちづくりの将来像」、「第3章 将来像を実現するための施策展開」を受けて方針を設定します。



まずは、「住生活基本計画」の目的を知らなければね！
大館市だけではなく、世界・国・秋田県の動向を知ること重要だね。

大館市の特徴を捉えて、住まい・まちづくりの将来像を設定し、その実現に向けて何を考えるかを考えよう！

行政・民間・市民の役割分担や、それぞれの地域で特に頑張ることを決めることも大切なんだワン！

計画は立てておしまいではなく、実現を目指して進めなくては行けないね。具体的な目標やチームワーク、定期的な確認が重要なんだね！

図 計画策定の流れ